

権利擁護に関する 弁護士相談会(相談無料・要予約)

認知症や知的障害・精神障害によって判断能力が低下した人の権利を守るため、成年後見制度利用等に関する弁護士相談会を開催します。

日時＝毎月第3火曜(1人45分)

- ① 13時30分～14時15分
- ② 14時30分～15時15分
- ③ 15時30分～16時15分

場所＝社会福祉会館 白百合母子コーナー または ボランティア室

対象＝市内在住の高齢者・知的精神障害者、その家族・支援者

予約・問合せ＝土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分に、社会福祉協議会内 大和郡山市成年後見支援センター(☎53-6531)へ

住宅用火災警報器の 維持管理について

現在、消防法により住宅用火災警報器の設置及び維持が義務付けられていますが、みなさんはすでに設置されていますか。

平成18年から設置が義務化され10年以上経過しています。そこでみなさんには、住宅用火災警報器の維持管理を行っていただきたいのです。住宅用火災警報器の電池の寿命の多くは10年程度となっています。この機会に一度、設置している住宅用火災警報器の設置時期を確認してください。住宅用火災警報器は、命や財産を守る大切なものです。故障や電池切れが原因で作動しなければ設置している意味がありません。家族の命を守るためにも、適切な維持管理を行っていきましょう。

問合せ＝奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 予防課(☎59-1289)

第15期 犯罪被害者支援ボランティア募集

犯罪や事故に遭われた被害者や、その家族等を支援するための電話や面接による相談を行う被害者支援活動に携わるボランティアスタッフを募集します。

◆被害者等支援員(ボランティア)の活動内容

犯罪被害者及び家族や遺族等が抱える悩みの電話相談や直接支援等

- ① 電話相談：毎月2回程度(輪番制)
- ② 直接支援等：病院や警察、裁判傍聴の付き添い支援等

募集期間＝7月1日(木)～30日(金)

対象・定員＝奈良県内在住の成人(70歳未満の人)、20人

申込・問合せ＝7月1日(木)～30日(金)に、申込書に必要事項を記入のうえ、郵送またはFAXで、公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター事務局(奈良市東向中町6・☎0742-26-6935(月曜～金曜 10時～16時)・FAX 0742-95-7560)へ

※応募者には、書類選考の上面接を実施し、合格者は養成講座を受講していただきます。

講座日時＝9月1日(水)～12月8日(水)

原則毎週水曜 13時～15時40分(全14回)

7月は 差別をなくす強調月間です

1969(昭和44)年7月に同和対策事業特別措置法が制定されました。このことを記念して、奈良県では毎年7月を「差別をなくす強調月間」と設定し、あらゆる差別をなくすため、各機関・団体との連携のもとさまざまな機会や場を通じて教育・啓発活動を推進し、人権尊重意識の一層の普及・高揚に努めています。

問合せ＝人権施策推進課(内線334)